

採用ブランディング支援補助金交付要綱

制定：令和2年10月2日付け雇第746号

(通則)

第1条 県の交付する採用ブランディング支援補助金については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)(以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりに取り組み、都会地の企業に比べ条件面では劣っていないものの、自社の魅力を伝えきれず、採用に結びつかない中小企業等が、女子学生へのアピールを意識した採用ブランディングに取り組む場合に、当該企業に対してその経費の一部を補助することにより、中小企業等の採用力向上を図る。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 中小企業等

県内に事務所又は事業所を有する企業で、資本金の額もしくは出資の総額(以下「資本金等の額」という。)が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。)又はサービス業を主たる事業とするものについては5,000万円、卸売業を主たる事業とするものについては1億円)を超えないもの又は常時雇用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とするものについては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とするものについては100人)を常態として超えない企業をいう。

業種	次のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※ 資本金を持たない事業者(医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人など)は、常時雇用する従業員の数が300人以下であること。

※ 常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

(2) みなし大企業

下記アからウのいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。)が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 採用ブランディング

求職者やその家族などが感じる「企業の価値」や「その企業で働くイメージ」を向上させるため、企業理念やビジョン、理想の社員像、職場の雰囲気などを戦略的に情報発信する、企業の採用活動をいう。

(4) 第二新卒

学校を卒業後、一度就職をしたが3年以内に離職し、転職活動をする若手求職者をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次に掲げる要件を満たす中小企業等とする。ただし、みなし大企業及び過去に本補助金の交付を受けた者を除く。

(1) 下記アからオの全ての条件を満たすこと。

ア 初任給(月額)

大学卒194千円以上又は短大卒171千円以上であること。(※)

※「直近の職種別民間給与実態調査 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況」に基づく大学新卒及び短大新卒(事務)初任給の平均値(島根県人事委員会調査)を参考とした。

※初任給(月額)には、毎月同額を支給する手当等を含むことができる。但し、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金は除く。

イ 福利厚生

法律で定められた制度以外で独自の制度が複数あること。

ウ 採用計画

2025年、2026年及び2027年の3年間に1人以上、正規職員の新規大卒等の採用計画があること。

エ 採用実績

2023年、2022年及び2021年の新規採用実績のうち、採用計画数未達の年があること。(第二新卒を含む)

オ 誰もが働きやすい職場づくりの取組

島根県が進めている取組「しまねいきいき職場宣言」を宣言し、登録申請していること。

(2) コンサルティング会社と契約締結し、採用ブランディング計画を策定の上、

取り組むこと。但し、過去3年間に策定した計画でも可とする。

- (3) 島根県税の未納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (6) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。

（対象事業及び交付額等）

第5条 補助金の対象となる経費及び対象事業期間は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、女子学生へのアピールを意識した採用ブランディングに要する経費で、対象期間内に実施し、支払額が確定しているものを対象とする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（交付額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、交付上限額は、1,500千円とする。
- 5 補助対象事業の内容やその効果は、県が公表する。

（他の補助金との併用）

第6条 国、市町村等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、県の他の補助金等制度との併用はできない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする企業は、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請書の提出があった場合には、本要領に基づく書面審査により補助事業の適切性と事業計画の実現性について総合的に勘案し適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定の上、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の内容及び経費の変更）

第9条 補助対象事業者は、事業の内容、対象経費及び補助金の額の変更をしよう

とするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ中止・廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払い）

第11条 知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

2 概算払いに必要な書類は、概算払請求書（様式第5号）とする。

（実績報告）

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか確認するための履行検査を実施するものとする。

2 知事は、前項の規定による履行検査の結果及び前条の実績報告の内容を確認したうえで交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の経理等）

第14条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付の決定の取消及び返還）

第15条 知事は、交付の決定をした事業について、企業が本要綱で定められた事項に反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、企業の責めに帰さない事由による場合等やむを得ない場合はこの限りではない。

(取得財産の管理等)

第16条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第8号）を備え、管理しなければならない。

3 知事は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 補助対象事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第9号）を提出するものとする。

2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定するもの、及び第5号の規定により知事が特に必要があると認めて定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。

3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業実施効果の報告)

第18条 補助対象事業者は、補助事業実施年度以降も県が実施する事後調査や本補助金の効果を周知するための報告会等へ協力するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

科目	補助対象経費	対象事業期間
委託料	・女子学生へのアピールを意識した採用ブランディングを目的に契約する外部コンサルティング費用	交付決定の日から、交付
採用ブランディング計画に基づく以下の経費		決定の日の
広報費	・採用に係るパンフレット、チラシ、各種資料等の作製費 ・人材確保を目的とした広告宣伝費 ・自社ホームページの改修費 ・新卒対象就活サイト登録料 ・合同企業説明会等のブース装飾品の作製費	の属する年度の3月5日まで
その他経費	・その他、採用ブランディングに要する経費	